

# 当法人職員の私生活におけるソーシャルメディア利用に関するガイドライン

最終更新日：2024/11/20

## 導入の背景と目的

ソーシャルメディアの普及に伴い、当法人においてもその重要性がますます高まっています。しかしながら、誤った発言や振る舞い、不正確な情報や軽率な記述は予期しない問題を引き起こし、法人や個人の信頼を大きく低下させるリスクがあることを認識しています。当法人では、ソーシャルメディアを「利用者様や職員、その他関係者との関係強化をおこなう」「当法人に対する理解と関心を深めていただく」「地域福祉への関心を高めたり、障害者理解・啓発を進める」為の有力なツールと捉え、適切に活用していくことを目指しています。そのために、当法人は職員向けのソーシャルメディアガイドラインを策定しました。当法人は、このガイドラインに基づいて行動することで、一貫性のある情報発信が可能と考えています。

### (目的)

第1条 本ガイドラインは、当法人の職員がインターネット上のソーシャルネットワーキングサービスやクチコミサイト（以下「SNS等」という）を利用する際に、個人の私生活の範囲を超えて当法人や利用者、関係機関などの第三者の権利を侵害する情報を発信することを禁止します。本ガイドラインの目的は、当法人職員が個人の責任においてSNS等を適切に利用することです。

### (定義)

第2条 本ガイドラインで言及する「ソーシャルメディア」とは、Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram、ブログ等に代表される、インターネット等を利用してユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報をやり取りする伝達手段のことを指します。他には、LINE、YouTube、クチコミサイトなどが該当します。

### (本ガイドラインの適用範囲)

第3条 本ガイドラインは、在職中の当法人職員だけでなく、当法人を退職した元職員にも適用されます。ただし、退職した元職員については、当該元職員の私生活上の自由も考慮され、当法人や関係機関など当法人の関係者の信用を損なう情報の発信や秘密の漏洩を禁止することに限定されます。

### (SNS等利用にあたっての心構え・理解)

第4条 当法人の職員は、SNS等を利用する際には、以下に記載するSNS等の特徴を十分に理解し、個人の責任として適切に利用してください。なお、SNS等に関する注意点は以下の項目に限定されるものではありませんので、職員自身がよく考えて利用してください。

- 1 SNS等は情報発信が容易かつ迅速に行えるため、利便性が高く重要な役割を果たしています。しかし、不適切な情報発信を簡単に行ってしまう可能性があります。また、インターネットを通じて即座に全世界に公開されてしまうため、後戻りができず取り返しのつかない事態になる可能性もあることを十分に認識し、利用してください。
- 2 SNS等での情報発信はインターネットを通じて行われるため、不特定多数の利用者が閲覧することができ、情報が簡単に拡散されてしまう可能性があります。これを十分に認識し、利用してください。

- 3 SNS等での情報発信により、自身への誹謗中傷がなされる可能性や、何もしなくても誹謗中傷の対象になる可能性があることを十分に認識し、利用してください。
- 4 SNS等での情報発信において、個人的な見解として当法人や関係機関などの情報を発信しても、当該情報を発信する職員であることがSNS等を通じて把握されれば、誤って当法人の見解と認識される可能性があり、当法人に悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、情報発信の内容に関しては十分に注意し、安易な情報発信は避けてください。
- 5 会社情報の開示できる範囲  
会社情報に関して、開示できる内容は当法人公式ホームページに記載されている情報の範囲内とします。またこの他に、文書による申請によって当法人が認めたものも公開可能な範囲とします。

(禁止事項)

第5条 当法人の職員は、SNS等上で以下の行為を行ってはなりません

- 1 当法人、利用者又は第三者を誹謗中傷するもの
- 2 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの
- 3 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び成否の確認できない噂等を掲載するもの
- 4 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的としたもの（ウェブサイトの紹介等を含む）
- 5 政治、宗教活動を目的とするもの
- 6 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- 7 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- 8 利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害するもの
- 9 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害するもの
- 10 わいせつな表現などを含む不適切なもの
- 11 当法人の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- 12 当法人の発信する内容に関係ないもの
- 13 SNSサービスの規約違反となるもの
- 14 当法人、利用者又は第三者に不利益を与えるもの
- 15 その他当法人が合理的理由により不適切と判断したもの

(報告)

第6条 当法人の職員が本ガイドラインに違反する可能性のある情報発信を発見した場合は、速やかに当法人に報告するものとします。また、自身が運用するSNS等に問題が発生し、当法人や関係機関等の第三者に影響を及ぼす可能性が生じた場合は、報告の上、対応について相談するものとします。  
なお、当法人は、報告者に関する情報を正当な理由なく公開しないことを約束します。

(本ガイドライン違反に関する対処)

第7条 当法人は、当法人職員が本ガイドラインに違反する行為に関して一切の責任を負いません。

- 1 当法人職員がSNS等上で第三者の権利を侵害するなどの行為により損害を与えた場合、当該職員は自己の責任と負担においてその損害を賠償するものとします。

2 当法人は、本ガイドラインに違反した職員に対して、当法人就業規則に基づく懲戒処分やその他適切な処置を講じることがあります。

(本ガイドラインの周知・変更等)

第8条 本ガイドラインは当法人ホームページに掲載します。また、本ガイドラインは必要に応じて事前に通知なく変更するものとします。

また、変更後のガイドラインは、当法人が別途定める場合を除き、当法人ホームページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

(協議事項)

第9条 本ガイドラインに定めのない事項、または本ガイドラインの解釈について疑義が生じた場合は、当事者は本ガイドラインの趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

附則 本ガイドラインは2024年10月1日から施行します

お問い合わせ

〒540-0006

大阪府大阪市中央区法円坂1丁目1番18号 大阪市教育会館内  
社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 法人本部事務局

ソーシャルメディアユーザーの皆さまへ

当法人の職員及び業務委託先職員がソーシャルメディア上で発信する情報は、公式アカウントでの発言を含め、必ずしも全てが当法人の公式発表や見解を表すものではありません。正式な発表に関しては、当法人公式ホームページなどで情報を発信しています。